

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年12月25日(水) 午前9時30分から11時40分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	13番	白川 満秀	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

報告第 9号	農地法第3条許可申請書の取下げについて
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号	農用地利用集積計画について
議案第41号	耕作放棄地についての農地・非農地判断について
議案第42号	農地賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。本日は13番委員の白川さんから欠席の連絡がきております。ただ今より平成25年度第9回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は12番委員西橋さんをお願い致します。

憲章朗唱（12番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

今年も今日を含めて残り1週間と言うことになりました。今年最後の定例総会になりますが、この1年を振り返りますと国の主権が変わったことでもあります。農政が大きく変わるであろうかと思えます。また、私たち農業委員会に関わるいろいろな業務が国政の場で激しく議論されたということも、今までにない1年であったかと思えます。農業委員会の基本的な使命と言いますか、“農地の番人”と言われてきた農業委員会が、「遊休農地・耕作放棄地」を解消することが使命とまで言われるようになってきました。農地の所有から利用へとスタンスが変わって4年目になります。その具体的な方向として皆さんのお手元に資料もございますが、中間管理機構がスタートすることになりました。これは今月に成立しているようでございまして、今、整理にかかっているといわれております。来年の3月、あるいは4月から施行されるという見通しでございまして、私どもの農業委員会活動の方も、法的に義務付けられた方向で来年度は変わってくるようで、いっそう勉強しないといけないことが増えてくるようでございます。来年度は改選期にもなっているようでございます。みなさんにも益々のご尽力とご協力をお願いしたいと思います。

本日も総会の中で皆さんにとっても目新しいこともあろうかと思えます。遠慮のないご意見を出していただきまして、総会がスムーズに進むようにご協力をお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を6番委員・7番委員をお願いいたします。

議事を進めてまいります。

報告第9号 農地法第3条許可申請書の取下げについて、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第9号 農地法第3条許可申請書の取下げについて、次のとおり許可申請書の取下げ願いがあったので報告します。

整理番号1番・2番は関連がございまして一括で説明いたします。
整理番号1番。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。親子関係です。土地の所在：■■■■、畑、他8筆、合計面積が■■■■㎡。利用状況：ポンカン・タンカン・甘藷・野菜。5筆が農用地区域内、4筆が第1種農地です。事由：『都合により申請全部を取下げいたします。』ということで、先月、許可保留になった案件です。

整理番号2番。申請人：借人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、貸人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡の内■■■■㎡。利用状況は同じです。農用地区域内。事由も同一です。

先月の総会で、ややもすると許可していたかもしれません。委員の

事務局長

実態調査の重要性がわかった案件だと思います。 以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方からご質問等ございますか。
(ありません。) の声あり
事務局からもございましたが、皆さんの実態調査が功を奏したかと思えます。

事務局長

続きまして報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告します。

整理番号 7 番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：経営基盤法。賃貸借人：借人 () さん (歳)、貸人 () さん (歳)。土地の所在： 、他 2 筆。地目：田。3 筆の合計面積が m²。貸借期間：平成 から平成 までの 年間。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約の申し入れをした日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が平成 。賃貸借の合意による解約をする日：平成 。現在馬鈴薯を作っておりますので、収穫が終わってからということです。土地の引き渡し時期：平成 です。

この案件については貸借期間を残しての合意解約で解約の必要性が感じられませんが、双方の話し合いの結果ですので仕方ないと思います。なお、この土地については、後で 3 条申請が出てきます。 以上です。

会長

報告案件でございます。皆さん方からご質問がございますか。
(「ありません。」 の声あり)
経営基盤法の場合は、通常期限がくれば満了するんですが、期限を待たずに解約したいという申請です。以上のようにご理解ください。

次にいきます。8 ページです。議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 18 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 () さん (歳)、譲渡人 () さん (歳)。土地の所在： 、他 2 筆。1 筆が畑で 2 筆が田です。3 筆の合計面積が m²。農用地区域内です。利用状況：保全管理地・甘藷・タマネギ。営農計画及び耕作期間：水稻が 4 月から 9 月、麦が 10 月から 5 月、ジャガイモが 10 月から 3 月、ソバが 7 月から 11 月、山芋が 3 月から 10 月です。事由：新規就農です。したがって経営面積、経験年数はありません。農機具等の保有状況といたしまして、刈払機が 1 です。この土地については契約が平成 まで残っております。周辺地域との関係については『支障等は特にありません。』ということです。地域との役割分担については『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

受人は新規就農者であり、平成 に転入しております。申請農地 m²の内約 %の m²が来年の まで貸借してあるため申請人自らは耕作できませんが、農地法関係事務に係る処理基準では 1 年以内に耕作可能であれば許可しても良いことになっ

事務局長

ています。耕作面積に対し農機具の状況に不安がありますが農地法第3条第2項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。以上です。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

この案件については私の方から説明をいたします。

まず場所ですが、■■■■から■■■■ほど山手に上ったところに申請地がございます。譲渡人は■■■■となっておりますが、つい最近までここに住んでおりましたが、家族の体調不良等で子どもさんのところへ引っ越された方です。譲受人は I ターンの方ですが、現在■■■■に住所をかまえております。

11 ページの調査について詳しい説明をいたしたいと思います。

機械の保有状況が草刈機だけとなっておりますが、管理機等の購入を予定しております、ネットを使ってアタッチメントが使える多機能種が良いということで機種の特定までしております。近々管理機の見込まれると予想しております。労働力について本人 1 人なんです、しかも現在■■■■さんで働いておられるようで、労働力が心配なんです、この取得をきっかけに■■■■さんを辞めて週に■■■■ほど働く場ということで、■■■■と話をしているところだそうです。■■■■反歩弱の農地を維持管理するには、問題無かろうと思っております。技術力についてですが、今まで農業の経験は家庭菜園での経験しかございませんが、農業会議がいろんところで実施しています“営農塾”に 1 年通って知識は得ているということです。新規就農者として何とかクリアできるのではないかと考えています。耕耘機と管理機は買うんですが、その前の耕耘等については管理センターを利用するというのでございます。問題は無かろうかと思います。この農地は独立しております、隣接する農地がございませんので影響を及ぼすということも無いと考えます。また、本人が体調を悪くしたことのあることから無農薬を目指すという考えのようですが、これについても隣接する農地がありませんので、問題無かろうと考えます。従って農地法第 3 条第 2 項第 1 号、4 号、5 号、7 号のいずれにも抵触しないと判断をいたしまして許可相当と考えております。以上でございます。

整理番号 18 番について皆さん方からご質問・ご意見等ございますか。

○番（農 業 委 員）

■■■■君との貸借が残っているようですが、今は何が植えられているのでしょうか。

会長

■■■■君が写真の右側 2 枚を借りているんですが、1 番右に焼耐用カライモ、2 枚目にタマネギを植えております。焼耐用カライモを植えてある分は 1 月が収穫です。契約は■■■■月末まで継続するんですが、■■■■月に自動的に満了になりますので、今回の受人と契約することになります。■■■■月には実質作業ができる旨を受人に伝えたところ、非常に喜んでおまして、早速苗床の準備をするということで、先日も圃場へ行ったようです。

○番（農 業 委 員）

はい。わかりました。

会長

他にございませんか。

（「異議ありません。」の声あり）

それでは整理番号 18 番について許可することにご異議ございませんか。

会長

(「はい。」の声あり)

整理番号 18 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 19 番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 19 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：親子間の贈与。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■他 5 筆。■■■■と■■■■も含まれております。地目：畑が 2 筆で田が 4 筆です。6 筆の合計面積が■■■■㎡です。4 筆が農用地区域内。利用状況：果樹・野菜。営農計画及び耕作期間：果樹が 1 月から 12 月、野菜が 1 月から 12 月、サツマイモが 4 月から 10 月、ジャガイモが 10 月から 3 月です。事由：新規就農です。従って経営面積はありません。申請人の経験年数が 10 年、妻・5 年、祖母・70 年、父・40 年です。農機具等の保有状況といたしまして、刈払い機・1、動噴・1、耕耘機・1 です。生前一括贈与です。

この案件につきましては先ほどの合意解約を含む申請地で、親子間の生前贈与です。地元委員の調査結果により農地法第 3 条第 2 項の各項に該当しないか判断して頂きたいと思っております。以上です。

会長

整理番号 19 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は建設業者ですが、子供さんが男ばかり 4 人いるんですが長男に一括贈与ということ。営農計画にサツマイモ・ジャガイモ・果樹・野菜とあるんですが、果樹と野菜は現在■■■■の土地でやっております。■■■■の先ほどの解約で上がった■■■■の水田は平成■■■■の■■■■に完成してその年に無肥料で水稻を栽培したそうなんですが、ほとんど収穫がなかったようで、今まで 20 年以上貸していた土地です。それを解約したということですから、本人がやるんだと思います。農機具はこれだけあれば大丈夫だと思います。祖母が 70 年の経験ということですが、■■■■歳を超えておりますが、まだまだお元気で家庭菜園もやっておりますので、本人・親父・おばあちゃんも含めて労働力に問題は無いと思います。

■■■■に水田が 3 筆、■■■■の■■■■の下に 2 筆、■■■■に 1 筆ということでございます。

本人の経験年数■■■■年というのは、ちょっと手伝う程度のものだと思いますが、親父さんが農業に詳しい方ですし、おばあちゃんもまだ元気ですので大丈夫だと思います。農作業の従事日数ですが、■■■■も年間仕事があるわけではないということで、半分は農業をできるということでもございました。経営面積も約■■■■反歩ということで問題ありません。非耕作地も、貸しておりましたのでありません。集落への影響もありません。本人の技術面に多少心配がありますが、ご審議をお願いしたいと思います。

会長

整理番号 19 番について、皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

ばあちゃんが■■■■歳過ぎてお元気だということですが、母ちゃんは載ってませんね。母ちゃんも元気の様子ですけども。生前贈与なんで問題ないと思います。私は意義ありません。

会長

他に皆さん方からご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ整理番号 19 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

会長

整理番号 19 番は許可することに決定いたします。
続きまして、整理番号 20 番です。

事務局長

整理番号 20 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：果樹。営農計画及び耕作期間：甘藷が4月から10月、タマネギが10月から5月、タンカンが1月から12月です。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：■■■■㎡、申請人の経験年数：20年、妻・20年、長男・1年です。農機具等の保有状況といたしまして耕運機・1、草払機・2、チェーンソー・1です。周辺地域との関係につきまして、「特に支障はないと思います。」ということです。地域との役割分担につきましては「集落等の共同作業に全面的に協力します。」ということです。

この案件につきましては、農地法第3条第2項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。 以上です。

会長

整理番号 20 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

兄弟間の売買です。譲受人が弟です。この方は数年前まで■■■■をやっておりまして、作業に全国を飛び回った人でございます。若いうちは■■■■もやっておったそうです。仕事を辞めて4・5年ですかね。家で果樹等の農業をやっております。奥さんも元気ですし、息子も帰ってきておりまして労働力に問題はありません。技術面についても農業をやっておりますので問題ないと思います。農機具について、耕運機・刈払機とあるんですが、動噴がないので聞いてみたところ人に借りるということでした。ミカンについては動噴がないと、なかなか作業も大変でしょうから。

特に問題は無いと思います。 以上です。

会長

整理番号 20 番について、皆さん方からご質問・ご意見等ございますか。

○番（農業委員）

息子さんは仕事は何をされているんですか。

○番（農業委員）

帰ってきて1年ということで、何も職には就かれていないようです。■■歳か■■歳ですかね。

○番（農業委員）

結婚はされているんですか。

○番（農業委員）

いえ。独身です。

○番（農業委員）

はい。わかりました。

会長

他にご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 20 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 20 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 21 番です。

事務局長

整理番号 21 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■他4筆。地目：畑。5筆の合計面積：■■■■㎡。利用状況：一般畑。営農計画及び耕作

事務局長

期間：果樹が1月から12月、ウコンが4月から12月、ガジュツが4月から12月、サツマイモが4月から10月です。事由：規模拡大。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積が [] m²。申請人の経験年数：20年、妻・10年。農機具等の保有状況：トラクター・2、耕耘機・2、動噴・2です。あとの農機具については父親のものを借りるということです。地域との関係について「支障等は特にない。」ということです。地域との役割分担等について「集落の共同作業等に全面的に協力いたします。」ということです。

この5筆は面積が小さく、父親所有地の隣接地にあり、この農地を取得することにより効率利用が期待されます。地元委員の調査結果により農地法第3条第2項の各項に該当しないか判断して頂きたいと思っております。以上です。

会長

整理番号21番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は [] に住んでおられて家庭を持っておりますので、屋久島に帰ってきて農業をすることは無いということです。今年父親が亡くなった際に相続した土地だそうです。譲受人は [] という事で、 [] にまわって午後からはほとんど畑に出て作業をしている状況です。

24ページの航空写真で場所の説明をいたします。 [] の [] と墓地の間にあります。赤枠の申請地の中にあるのは父親名義の土地でありまして、ここも実際は譲受人が耕作をしております。今回、周辺の畑も譲受人が借りてウコンなどを栽培しております、そこも含めて購入して使いやすくしたいということです。

23ページの現地調査ですが、機械に関しては父親が [] 歳を超えて高齢ですので、ほとんど作業はしていないようで、トラクター・管理機・動噴などを使っているということです。労働力につきましては、奥さんも畑を手伝いますし、忙しい時には同僚の手を借りてやっているということです。技術面に関しても20年ということですので問題ないと思っております。

[] 歳ということで [] でもバリバリやっておりますので、後継者ということで畑を広げて頑張ってもらいたいと思っております。

許可判定は全てクリアしておりますので、地元委員といたしましては許可して良いと思っております。

会長

整理番号21番について、皆さん方のご意見を伺います。いかがでしょう。

○番（農業委員）

屋久島の農地も島外に住んでいる方の土地がだいぶあると思うんですけども、このようにして売買されて地元の方が耕作されるということは大変良いことだと思いますので、許可をして良いのではないかと思います。以上です。

会長

他にご意見等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号21番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号21番は許可することに決定いたします。

続きまして、25ページ。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のと

事務局長

おり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 10 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人・譲受人（ ） さん（ 歳）、譲渡人（ ） さん（ 歳）。土地の所在： 、畑、 m^2 。利用状況：休耕地。第2種農地、都市計画区域。事由『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画ということで所要面積：土地造成が m^2 、建築面積：一般住宅が m^2 、これは店舗兼住宅です。店舗が m^2 、住宅が m^2 、 をするそうです。事業計画書と数字が違いますが、配置計画図の方をご覧ください。倉庫が m^2 です。

申請地は県道から 程行った に隣接し、周辺は住宅が点在する地域であります。農業への影響も少ないと思われる転用についてはやむを得ないと思います。また農地区分につきましては10ha以上の農地の広がりも無いことから、第2種農地、その他の農地と判断しました。 以上です。

会長

整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この方は、現在 と で頑張っておられる さんの の旦那さんです。今は さんの手伝いをしておりますが、 年を目途に を始めたいということでした。経験が無いということで、1年ほど学校へ行く予定だそうです。現場は から ほど上に上ったところで、 のすぐ上です。道路脇です。立地的には良い場所であると思います。現在はススキやら野生化したバナナがある程度です。場所的にも問題ないと思いますし、本人もやる気がございますので、特に問題ないと思います。譲渡人の さんは父親が 年前に亡くなりまして相続したんですが、 に勤めておりますし、お母さんも高齢ですので父親が亡くなった時点で農業はやっておりません。 以上です。

会長

整理番号 10 番について皆さん方からご意見、ご質問等ございますか。

○番（農業委員）

場所的にも県道沿いですし、若い方がやるということですので、私は意義ありません。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは整理番号 10 番について同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 10 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 11 番です。

事務局長

整理番号 11 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（ ） さん（ 歳）、譲渡人（ ） さん（ 歳）。土地の所在： 他 2 筆。地目：畑。3筆の合計面積が m^2 。利用状況：休耕地。第2種農地、都市計画区域内です。事由『経営する会社の資材置き場として利用したため。』ということです。転用目的及び事業計画：資材置き場が m^2 、駐車場が m^2 、通路が m^2 、傾斜地・緩衝地が m^2 です。

先月の総会で3条取消について報告したところです。申請地は から海手側約 に位置し、周囲は住宅が点在し、近くには

事務局長

マンゴーハウスや[]もあります。申請地に続く道路幅が4m位と狭く、大型車両は通行しにくいようです。地元委員の調査結果に基づき判断して頂きたいと思います。

農用地区分については、10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地、その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

先月取下げがあった土地です。譲渡人の[]さんは旦那さんがマンゴーをやっておられまして、旦那さんが亡くなってから荒れかけておったんですが、[]さんが借りて農業しておりました。しかし先月出た通り、経験不足ということで取下げをしました土地です。譲受人は[]を経営しておられまして、現在[]あるんですが手狭になってきたということで申請があがっております。先日現場を見てきましたが、ハウスはビニールを被っておらず、鉄骨だけでした。場所は[]のすぐ横になります。[]を過ぎたところにあるんですが、道幅が4mしかないんですね。大型ダンプ等が通るにはキツイのではないかと思います。申請地の下には住宅が2件あるんですが、車の通行も少ないようです。問題は特に無いと思います。以上です。

会長

整理番号11番について、皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょうか。

○番(農業委員)

36ページの地図を見ますと、申請地の横にハウスがありますよね。持ち主は同じ方ですか。

○番(農業委員)

いえ。違います。まったくの他人のハウスです。

○番(農業委員)

ここはまだ使われていますよね。マンゴーを。
[]さんは[]に引き上げたということですね。子供さんも居ない。

○番(農業委員)

いや。子供さんは居るそうなんですが、父親といさかいがあつたらしくて、息子には絶対にやらないということで、前回[]さんが申請を上げておりました。

○番(農業委員)

[]さんは[]に引き上げられて[]歳と言うことを考えれば、このまま残しておいてもどうなのかという気がしますし、道幅が狭いようですが4mあれば通れますので認めて良いのではないかと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

○番(農業委員)

道幅ですけど、周りに住宅がありますよね。かなり狭いですよ。プロが大丈夫だと言うんだから大丈夫なんだろうけど。何か問題が起きそうな気がします。大丈夫なんだろうかと。住宅を過ぎると何もありませんから大丈夫だと思いますけど、ここの住宅を通る時にどうかなと。

会長

申請地に入る道路の件が、私たちはたから見ると懸念材料なんです。ここら辺は申請人が判断して申請していると思われ。そういうことで、担当委員の説明を受けて整理番号11番の申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号11番は許可することに決定いたします。

続きまして37ページ。議案第40号 農用地利用集積計画について

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 40 号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 25 番 26 番は譲受人が同一ですので一括して説明させていただきます。

整理番号 25 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：交換。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、同じく■■■■。地目：田。2筆の合計面積：■■■■㎡です。農用地区域内。内容：野菜。移転時期：平成■■■■。対価は交換ですので無償です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：野菜。所有面積：■■■■㎡。従事日数：150 日。

整理番号 26 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：交換。申請人：譲受人は同一です。譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、同じく■■■■。地目：田。2筆の合計面積が■■■■㎡。農用地区域内。内容：野菜。以下は整理番号 25 番と同一ですのでお目通しください。

4筆の合計面積が■■■■㎡です。

この案件については譲受人は認定農業者ではありませんが、畑総事業により担い手農家の営農効率化に資するために交換分合をして、その整理のための手続きであります。従いまして農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号 25 番、26 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

土地は交換です。畑総事業の関係で、■■さんが畑総をしないということでしたので、38 ページの図面のように、事業したところとしていないところを交換ということですので、問題はありません。

会長

整理番号 25 番、26 番について皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょうか。ご異議ありますか。
（「ありません。」の声あり）

○番（農業委員）

■■さんの土地は、■■さんと■■さんの 2 人に分けられるわけですよ。■■さんの土地を 2 人は交換しないといけないでしょ。

会長

今回は、■■さんに渡す分だけしか出ていませんが、■■さんが 2 人に渡す分は畑総事業の際実施しております。ですので、■■さんが 2 人に渡す分というのは、この場に出てきておりません。畑総の換地処分が整理が済んでおります。この案件は随分以前から分かっておったんですけども、確定換地が今年度初めだったものですから、換地の相手方として今日まで延び延びになっていたということです。

ですから交換なんです、今回は片方しか出てこないということです。

他にございませんか。

○番（農業委員）

参考までに。畑総をしないで水路は問題ないんですか。

○番（農業委員）

畑総をしていないところは、以前の水路がありますので問題ないです。畑総をしたところも水路が 100%ではないので、以前の水路も使

○番（農 業 委 員）	って、ここの田んぼは使っています。
○番（農 業 委 員）	今日は■■■■の案件が出ていますが、■■■■・■■■■も今換地作業をやっておりますので、これから出てくる可能性もあるかと思いますが、■■■■はこの他に換地はなかったんですか。
○番（農 業 委 員）	あとは皆不換地でやっておりますので。
○番（農 業 委 員）	異議ありません。
会長	<p>他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 25 番、26 番は計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 25 番、26 番は計画を認めることに決定いたします。</p>
	<p>続きまして別冊です。議案第 41 号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第 41 号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について、「耕作放棄地全体調査要領」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき把握された耕作放棄地について、平成 25 年 11 月 6 日付け屋農第 741 号により屋久島町長から農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断依頼があり、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知）により、大字楠川地区の現地調査を実施したので同通知第 2 の 2 に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求める。</p> <p>1 ページ目『耕作放棄地の農地・非農地に係る現地調査等詳細』をお開け下さい。</p> <p>調査集落名：楠川。現地調査年月日：平成 25 年 11 月 8 日。調査者：農業委員の牧 優作郎さん、事務局の川東、農地相談員の西田。調査した筆数が 56 筆、21,660 ㎡。そのうち非農地と判断されたのが 28 筆、13,429 ㎡。非農地と判断しなかったのが 28 筆、8,231 ㎡。判断しなかった理由の内訳はお目通しください。1 筆の平均面積が 387 ㎡です。</p> <p>続きまして、楯川です。現地調査年月日と調査者は同じです。調査した筆数が 26 筆、22,531 ㎡。そのうち非農地と判断されたのが 18 筆、16,592 ㎡。非農地と判断しなかったのが 8 筆、5,939 ㎡。1 筆の平均面積が 867 ㎡です。判断しなかった理由の内訳はお目通しください。以上です。</p> <p>今まで調査した分が北部で 679ha、南部で 146ha、合計 825ha になります。当初 2,620ha の内の 31.5%が非農地判断することになっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは担当委員の方で調査をして課題が見えてきた部分があれば、ご報告をお願いしたいと思います。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>ほとんど山林化しておりまして、今回でかなりすっきりしたんじゃないかと思います。以上です。</p>
会長	<p>皆さん方からご質問等ございますか。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>担当委員さんと事務局で調査して出しているわけですので、牧さんからも「すっきりした。」と言うご意見もありました。非農地判断</p>

○番（農 業 委 員）

したところ、しなかったところがありますけども、私はこれで良いと思います。

会長

他にご意見ございますか。

○番（農 業 委 員）

中山間の事業をしたところも判断されているようですけど。

会長

事業をしたところについて、非農地化については問題があるんですが、私も気になって確認をして頂きましたが、事業はしてあるけども長年耕作放棄地となっておりまして、この分はやむを得ないという農林水産課の判断がございまして、農林水産課から判断の依頼が回ってきて調査をしたということでございます。

○番（農 業 委 員）

事業をしてから何年くらい経っているんですか。

事務局長

サル柵については最近のものは処分制限年数が決められているらしいんですけど、その年数を超えているということで補助金の返納などが無いという判断をしているということです。

○番（農 業 委 員）

わかりました。

会長

一般的には補助金返納に伴う年数と言うのは8年なんですけど、施設によって耐用年数と言うのがございまして、耐用年数に満てなければ残納価格分の返納ということがあるんだそうです。

それでは皆さん方から、あえてご質問等なければ楠川・楯川地区の日農地判断について、提出した通り皆さんに承認していただくことにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

今回の非農地判断については、このように決定をいたします。

続きまして、39 ページに戻ります。議案第 42 号 農地賃借料情報の提供について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 42 号 農地賃借料情報の提供について、農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃貸借情報を別紙のとおり調整したので、町ホームページ等に掲載し農家に情報提供することについて議決を求める。

40 ページをお願いします。

ほとんど使用貸借がメインで賃貸借が昨年で 20 件ですね。そういうことで、なかなかデータ数がありませんので参考にならないような気がしますけども、法律で定められておりますので公表したいと思います。 以上です。

会長

内容は 40 ページに記されているように、若干差があるようでございますが、以上のようになっております。

皆さんのところにもたまに「農業委員会で決めているのか。借料はどうなっているのか。」という問い合わせもあろうかと思えます。以前は標準小作制度というのが示されていたんですが、このデータが場所によって若干違いますが「平均でこのくらいですよ。」という情報の提供をお願いいたします。

これはあくまでも実態をそのままとめているということで、皆さんに情報提供いたしますということで、よろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時40分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

6番

7番

平成25年12月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久